

米空軍嘉手納基地所属空軍兵長による少女わいせつ誘拐・暴行事件  
及び在沖米海兵隊員による不同意性交致傷事件に対する意見書

報道によると、昨年12月24日米空軍嘉手納基地所属の空軍兵長（25歳）が沖縄本島中部の公園で、16歳未満の少女を連れ去り同意なく性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐と不同意性交の罪で、3月27日付で起訴されその後保釈されていたことが6月26日に分かった。

また、5月26日に在沖米海兵隊上等兵（21歳）が、県内で女性に性的暴行を加えけがを負わせたとして、不同意性交致傷の容疑で県警に逮捕されていたことも判明。同様な事件は、女性の人権を蹂躪する重大かつ悪質なもので断じて許されるものではなく強い憤りを覚える。

昨年12月24日の事件後、関係機関に対し約6か月間情報提供が無い中、5月に海兵隊員による不同意性交致傷事件が発生したことは誠に遺憾である。外務省や防衛局、県警等から県や関係市町村へ情報提供され事件が公表されていれば、5月の事件は防げた可能性がある。

そのような中、6月27日に県庁で池田副知事と面会した嘉手納基地第18航空団司令官のニコラス・エバンス推将と在沖米総領事のマシュー・ドルボ氏からは、事件の概要や米兵の処分に関する具体的な説明や謝罪の言葉もなく、看過できるものではない。

本町議会では、同様な事件が繰り返されるたびに関係機関に対し再三再四、抗議及び要請してきたにも関わらず同様な事件が発生した。沖縄に米軍基地が集中するが故の事件であり、日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず極めて遺憾である。

よって、本町議会は町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から米軍及び関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 被害女性及びその家族や関係者への謝罪と補償及び被害者バッシング等に対するケアを日米両政府で速やかに行うこと。
- 2 事件発生から報道に至るまで約半年を要したことについて明瞭な説明を行うこと。
- 3 事件の全容を解明するとともに速やかに公表し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 4 米軍人や軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームを早急に開催し、事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早急に作成し公表すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 全ての在沖米軍基地を整理縮小し、段階的に撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月9日

沖縄県中頭郡北谷町議会議長 仲地 泰夫

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長